

阪南市立図書館除籍資料の譲与に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、阪南市立図書館（以下「図書館」という。）において除籍した資料のうち、再利用が可能なものの譲与に関して必要な次項を定め、資源の保護及び資料の有効活用を図ることを目的とする。

(対象資料)

第2条 この要綱による再利用に供する資料（以下「再利用資料」という。）は、阪南市立図書館資料除籍要綱第4条第1項第1号、第2号及び第7号に該当するものとする。

2 再利用資料は、リサイクル資料シールまたは印等により、再利用資料であることを表示する。

(対象者)

第3条 この要綱により再利用資料の譲与を受けるとのことができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 阪南市内の公立の学校、幼稚園、保育所等
- (2) 本のリサイクル運営委員会
- (3) 前号に定めるもののほか、阪南市立図書館長（以下「館長」という。）が特に適当と認める団体

(譲与の時期及び冊数)

第4条 再利用資料の譲与の時期及び冊数は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号については、年1回とし、冊数制限なしとする。
- (2) 前条第2号及び第3号については、随時とし、冊数制限を設けない。

(再利用資料の譲与)

第5条 再利用資料は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和47年阪南町条例第38号）第6条第1号の規定に基づき譲与することができる。

2 再利用資料のうち譲与を行わなかったものについては、廃棄するものとする。

(譲与条件)

第6条 再利用資料の譲与を受けたものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 譲与を受けた資料を営利目的に使用しないこと。
- (2) 譲与を受けた資料の受領書(様式第1号)を館長に提出すること。
- (3) 譲与を受けた資料が不要になった場合は、適切に処分すること
- (4) 譲渡を受けた資料について、館長から報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

(譲与の取り消し等)

第7条 前条の譲与の条件に違反するものに対しては、当該譲与を取り消し、又は以降の譲与を行わないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、図書館除籍資料の譲与に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

受領書

次の資料を受領しました。

図書	冊
雑誌	冊
合計	冊

譲与を受けた資料は、譲り受けた目的に従って使用します。

平成 年 月 日

譲受人

団体（校・園・所）名

代表者名

住所

阪南市長 様

